

許可番号 02121008768

産業廃棄物処分業許可証

コピー厳禁

住 所 岐阜県可児市下恵土一丁目39番地

氏 名 株式会社橋本

代表取締役 橋本 和彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

岐阜県可児市事務所長 西 哲也



許可の年月日 令和5年 3月 9日

許可の有効年月日 令和10年 3月 8日

1 事業の範囲

(1) 中間処理（施設1 破碎）

廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。）

上記1品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上 1種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

(2) 中間処理（施設4 圧縮）

廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。）

上記1品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上 1種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

(3) 中間処理（施設5 選別圧縮）

金属くず（自動車等破碎物を除く。）

上記1品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上 1種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

(4) 中間処理（施設6 破碎）

ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破碎物を除く。）、がれき類

上記2品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上 2種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

(5) 中間処理（施設7 破碎）

廃プラスチック類（蛍光灯、電球に限る。自動車等破碎物を除く。）、金属くず（蛍光灯、電球に限る。自動車等破碎物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（蛍光灯、電球に限る。自動車等破碎物を除く。）

上記3品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上 3種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

(6) 中間処理（施設9 圧縮）

金属くず（自動車等破碎物を除く。）

上記1品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

許可番号 02121008768

以上 1種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

(7) 中間処理 (施設10 飼料化)

廃プラスチック類 (容器包装に限る。自動車等破碎物を除く。)、金属くず (容器包装に限る。自動車等破碎物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (容器包装に限る。自動車等破碎物を除く。)

上記3品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

動植物性残さ

コピー厳禁

以上 4種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

(8) 中間処理 (施設3 圧縮)

廃プラスチック類 (自動車等破碎物を除く。)

上記1品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上 1種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

(9) 中間処理 (施設2 破碎減容)

廃プラスチック類 (トレイ・発泡スチロールに限る。自動車等破碎物を除く。)

上記1品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上 1種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

2 事業の用に供するすべての施設

(1)種 類：施設1 破碎

設置場所：岐阜県加茂郡八百津町野上455番地1

設置年月日：平成19年2月27日

処理能力：廃プラスチック類 (自動車等破碎物を除く。) 1.28t/日 (0.16t/時間)

上記1品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上 1種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

(2)種 類：施設4 圧縮

設置場所：岐阜県加茂郡八百津町野上455番地1

設置年月日：平成19年2月27日

処理能力：廃プラスチック類 (自動車等破碎物を除く。) 3.6t/日 (0.45t/時間)

上記1品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上 1種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

(3)種 類：施設5 選別圧縮

設置場所：岐阜県加茂郡八百津町野上455番地1

設置年月日：平成19年2月27日

処理能力：金属くず (自動車等破碎物を除く。)

16t/日 (2t/時間)

上記1品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上 1種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

(4)種 類：施設6 破碎

設置場所：岐阜県加茂郡八百津町野上455番地1

設置年月日：平成19年2月27日

処理能力：

ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)

及び陶磁器くず (自動車等破碎物を除く。)、がれき類

許可番号 02121008768

4.45t／日 (0.556t／時間)

上記2品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上 2種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

(5)種 類：施設7 破碎

設置場所：岐阜県加茂郡八百津町野上455番地1

設置年月日：平成19年2月27日

処理能力：

廃プラスチック類（蛍光灯、電球に限る。自動車等破碎物を除く。）、金属くず（蛍光灯、電球に限る。自動車等破碎物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（蛍光灯、電球に限る。自動車等破碎物を除く。）
3.6t／日 (0.45t／時間)

上記3品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上 3種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

(6)種 類：施設9 圧縮

設置場所：岐阜県加茂郡八百津町野上455番地1

設置年月日：平成22年11月18日

処理能力：金属くず（自動車等破碎物を除く。）
3.96t／日 (0.495t／時間)

上記1品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上 1種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

(7)種 類：施設10 飼料化

設置場所：岐阜県関市尾太町41番 外2筆

設置年月日：平成25年12月17日

処理能力：

廃プラスチック類（容器包装に限る。自動車等破碎物を除く。）、金属くず（容器包装に限る。自動車等破碎物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（容器包装に限る。自動車等破碎物を除く。）
上記3品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

動植物性残さ

36t／日 (1.5t／時間)

以上 4種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

(8)種 類：施設3 圧縮

設置場所：岐阜県加茂郡八百津町野上455番地1

設置年月日：令和2年6月23日

処理能力：廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。）
4t／日 (0.5t／時間)

上記1品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上 1種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

(9)種 類：施設2 破碎減容

設置場所：岐阜県加茂郡八百津町野上455番地1

設置年月日：令和4年7月15日

処理能力：廃プラスチック類（トレイ・発泡スチロールに限る。自動車等破碎物を除く。）
1.6t／日 (0.2t／時間)

上記1品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

コピー厳禁

許可番号 02121008768

以上 1種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

3 許可の条件

なし

コピー厳禁

4 許可の更新又は変更の状況

平成13年 3月 9日 産業廃棄物処分業許可（新規）
平成18年 3月 9日 産業廃棄物処分業許可（更新）
平成19年 3月 23日 産業廃棄物処分業許可（変更）
平成22年1月 2月 17日 産業廃棄物処分業変更届（書換）
平成23年 3月 9日 産業廃棄物処分業許可（更新）
平成24年 3月 9日 産業廃棄物処分業変更届（書換）
平成26年 1月 31日 産業廃棄物処分業許可（変更）
平成26年 3月 13日 産業廃棄物処分業変更届（書換）
平成26年 6月 11日 産業廃棄物処分業変更届（書換）
平成27年 2月 9日 産業廃棄物処分業変更届（書換）
平成27年 5月 20日 産業廃棄物処分業優良確認
平成30年 3月 9日 産業廃棄物処分業許可（更新）
令和 2年 7月 30日 産業廃棄物処分業変更届（書換）
令和 4年 4月 5日 産業廃棄物処分業変更届（書換）
令和 4年 7月 19日 産業廃棄物処分業変更届（書換）
令和 5年 3月 9日 産業廃棄物処分業許可（更新）

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有 無